

# 競争と企業 —Microsoft を視点に

松本 朋子

2004年6月3日

## 1 要約

欧州委員会が Microsoft 社<sup>\*1</sup> に制裁を科した。内容は 4 億 9700 万ユーロ<sup>\*2</sup> の罰金 (利益は 100 倍近く) 90 日以内にメディアプレイバックなしの Windows のオペレーションシステム作成要求、であった。抱き合わせ商法<sup>\*3</sup> を違法としたことが今回の焦点であり、これにより各種ソフトにおける競争の発生が予想される。抱き合わせ商法はライバル企業の排斥で独占を守りかつ新たなエリアにも独占を広げる。委員会の目的は市場の均衡化とこの抱き合わせ商法禁止の風潮の形成であった。a la carte に関しては抱き合わせの方が安くなる可能性、ライバルソフトウェアはマイクロソフトと張り合う商品製造をしない恐れがあること、技術革新の遅れの可能性等の問題があるが、この EU の決定は世界の今後のモデルとなる可能性もある。

## 2 論点

Microsoft 社に着目し、技術革新が最適に行われる環境はどういったものであるか検討する。

1. グローバル化の中、企業利益の保持と自由市場はいかに両立していくべきか。
2. グローバルスタンダードを今後決定していくだろう巨大企業に対し、最低限のセーフティーネットを政府が形成することは可能か<sup>\*4</sup>。

以下、3 で企業の現状と企業が選択しうる知財戦略、4 で独占禁止法 (競争法) と知的財産権の保障の相克を取り上げ前半について検討し、後半の政府の対応として 5 でアメリカ、6 で今回の欧州委員会の決定を取り上げる。

---

\*1 アメリカ合衆国ワシントン州レッドモンドに拠点。(詳細補足参考)

\*2 日本円にして約 657 億円程度

\*3 「ある商品役務の供給に他の商品・役務をもあわせて供給し、相手方に当該他の商品 役務を購入させること」(岸井 大太郎他, 『経済法』 p.236 定義抜粋。) この場合は、基本ソフト独占の強みを利用して、基本ソフトと他の自社製ソフトを一緒に買うよう迫る抱き合わせ販売。結果として他社のソフトは市場から排除される。この手法で表計算ソフトではロータスを、ブラウザではネットスケープを駆逐してきた

\*4 高山, 『知とグローバル化』 p.227 参考

### 3 ハイリスクローリターンな現代社会

#### 3.1 情報フローの速さ

情報革命<sup>\*5</sup>に伴い、技術革新によって得られる優位性は持続しがたい。そのため現在、技術革新や発明への研究開発投資が高い割に、年々資本回転率<sup>\*6</sup>が低下しシェアも低まる傾向。

Microsoft 社				
年度	研究開発投資	シェアあたりの収益	歳入	全体運営支出
2003	49 億 1400 万ドル	56 万ドル	241 億 2200 万ドル	161 億 1700 万ドル
2004	61 億 2000 万ドル	51 万ドル	275 億 4300 万ドル	216 億 4200 万ドル

Microsoft 社による発表から作成

Microsoft 社のここ 10 年間の研究開発投資は累計 370 億ドル、シェアは七割<sup>\*7</sup> 1980 年代以前米国企業はハイテク分野に圧倒的技術力を有していたが、現在そのような優位性は年々弱まる傾向にある<sup>\*8</sup>。加えて情報技術の発展に伴い伝達速度も速まり、技術移転が速く投資金額の割には見返りが少ないのが現状。

#### 3.2 企業戦略

現在 Microsoft 社がとり得る企業戦略は以下三種類。

##### 1. 「オープン」戦略

世界中の技術者が無報酬で改良に参加するオープンソース型<sup>\*9</sup>。(Linux など)

ーメリット

- 知的財産の共有により多数・多様な人々の参加が可能となり開発スピードが激化
- 導入に費用がかからないため貧困国など広域に普及可能
- 広範囲における普及、多様な人々の参加により技術革新のスピードが高まる可能性

ーデメリット

- 無報酬より、開発への個々人のインセンティブが薄まる
- 特許権や著作権の行使が破棄されることより、企業の存続の危うさ
- 優秀な人材が集まらなくなる可能性。商業利用には向かない

##### 2. 「囲い込み」戦略

抱き合わせ商法、特許<sup>\*10</sup>、著作権、商標、企業秘密を活用する戦略。従来の Microsoft 社の企業方針

ーメリット

\*5 「情報革命」とは、情報の伝達と処理のコストが劇的に低下したコンピューターやコミュニケーション、ソフトウェアでの急速な技術革新のこと(ジョセフ、ナイ、『国際紛争』p.250 定義抜粋)

\*6 事業に投資をした総資本は、売上によって回収されるが、その状況を表す。総資本が売上高を通じて何回新しいものになるのか回転数として示される。同じく総資産回転率は、求められる値は、総資本回転率と同じものとなるが、企業が総資産をどの程度効率的に活用しているのかとみるものである

\*7 日本経済新聞,5月9日付朝刊参考

\*8 村上 正博,『アメリカ経済法』p.80 参考

\*9 後藤晃,pp.184-190. 参考

\*10 3500 件特許保有、7000 件近い特許申請中、今後 3500 件申請予定。(MY COM PC WEB より)

- 囲い込みにより企業はある程度利益を安定的に確保
- 個々人の開発へのインセンティブが知的財産権の保障により高まる
- シェアが大きいほど技術革新を優位に保持する利益増大\*11
- 企業、個人に自らの開発に対し安定した恩恵

#### –デメリット

- 独占市場になり競争意欲が薄まる可能性
- 他企業の新規参加が困難、排斥にもなる
- 価格競争がおこらず、貧困層に普及難
- 完全独占状況を作り出してしまうと開発の停滞、価格競争の停滞など競争が消滅

### 3. 「クロスライセンス」戦略

企業間で協調して知財を利用する方法。MS 社の知財を様々な企業や学術機関などにライセンスしていくことで、新たな協業の展開、連携の強化などを図る\*12。EU 制裁後現在模索

#### –メリット

- 企業間という限られた空間ではあるが、知的財産の共有より開発スピードが激化
- 知的財産の共有範囲が限定より、開発への利益保障

#### –デメリット

- 事実上の新たな企業の囲い込み
- MS 社の更なる市場における巨大化を招く可能性

## 4 独占禁止法

### 4.1 独占禁止法の趣旨

世界的にもほぼ経済効率という認識が成立  
経済効率とは

1. 商品サービスの適正配分
2. 生産上の効率及びイノベーション上の効率向上\*13

規制はあくまで過度の粘着性を排除するのみ\*14。必要以上の介入にならず、最低限度。

### 4.2 抱き合わせ商法の許容範囲

#### 1. 抱き合わせ商法

基本ソフト独占の強みを利用し他社ソフトを買うよう迫る。他社ソフトを市場から排斥\*15

#### 2. 要点

- 基本ソフトと本来関連が強い補助ソフトの抱き合わせ

\*11 "Slackers or pace-setters?," The Economist より

\*12 現在 120 以上の企業と交渉中。("Kinder, gentler?," The Economist. より)

\*13 滝川敏明, 『日米 EU の独禁法と競争政策』, p.21. 参照

\*14 『勝者の代償』, p.72. 参照

\*15 西村 元宏, p.13. 参考

- 特許の有効期間を補助ソフトと抱き合わせることで、知財の独占を保持し新たな領域に拡大

### 3. 問題点

- 基準が曖昧で、政治的圧力や姿勢などの外部要因も影響
- 企業のグローバル化に対し、各国基準に一貫性欠如
- ネットワーク効果による支配的地位か、不公正方法による地位か判断困難

## 4.3 独占禁止法と競争政策

- 私的独占の弊害  
他者排斥より価格競争と技術競争を排除  
特にネットワーク型商品では、一度市場が占有されるとネットワーク参加者はそのソフト共有を前提にするため、私的独占が排除された後も新規参入困難。市場が固定化し弊害は他業種よりも大<sup>\*16</sup>。
- 知的財産権の重み  
情報フローの加速下、発明や技術革新へのリスク保障は一定程度必然

## 5 アメリカと Microsoft 社

### 5.1 米国独占禁止法の特徴

1. 反トラスト法によりどの程度企業行為の自由を制約すべきかは政治的潮流に左右される
2. 競争維持を唯一の目的とすること (消費者の利益を重視)

### 5.2 Microsoft 社の政府への権威

株価や政治献金による影響から政府側の譲歩傾向

例)2000 年度大統領選期で訴訟介入を強めた民主党に対し Microsoft 社等 IT 業界共和党支持。Microsoft 社と幹部は 97 年以降 180 万ドル政治献金、内 3 分の 2 以上が共和党。他ブッシュ顧問のラルフ・リードが創設したセンチュリー・ストラテジーズ社というコンサルタント社との契約有。クリントン期敗訴したマイクロソフト訴訟はブッシュになり和解解決

### 5.3 最近の主な係争事例

1998 年 10 月連邦地裁 Microsoft 社と司法省・米国 20 州の反トラスト法裁判開始

2000 年 6 月 7 日連邦地裁 Thomas Jackson 判事は Microsoft 社に分割と事業観光是正を命じる最終判決  
但し 2001 年 11 月 1 日司法省と和解。分割を免れる

<sup>\*16</sup> このような性質をネットワーク効果とよぶ。企業はユーザーをいち早く獲得する為に競争を行うので、抱き合わせ販売等不公正取引がなされる。(後藤晃,pp2-5. 参考)

年月日	相手方	和解内容
03.9.8	Be	2325 万ドル
04.4.2.	サン	20 億ドル. 特許相互利用合意, 内 3 億 5000 万ドル技術使用量前払い
04.4.12	インタートラスト	4 億 4000 万ドル. デジタル著作物不正流通複製防止技術利用権獲得
04.4.19	ミネソタ州	反トラスト訴訟. 和解交渉仮調印. 5 億 500 万ドル程度を予定

## 5.4 問題点

1. 政治的影響力強い
2. 90 年代強硬姿勢を改め和解解決を狙う (EU 訴訟による影響の可能性)

多額の和解金の裏で、特許の相互利用での合意、技術使用权を獲得

クロスライセンス (3.2. 参照) を中心とする新知財戦略<sup>\*17</sup>。結局企業の囲い込み、巨大化

## 6 欧州委員会の Microsoft 社制裁

### 6.1 EU 競争法の特徴

1. 欧州委員会は EU 政策の中で市場統合のために市場競争重視。よって産業政策より競争政策 (大企業による競争阻害の防止) が最優先する強行姿勢。
2. 但し、EU 市場の統合、EU 経済の発展を目的と掲げるため、委員会の姿勢により競争の犠牲を許容することも可能

### 6.2 Microsoft 社への EU の権威

欧州はソフトの売上が 34 億ドルに達し、世界販売の約 3 割を占める主要市場<sup>\*18</sup>

### 6.3 今回の係争事例

#### 6.3.1 経過

- 2001 年 MS 社が、自社の音声・動画ソフト「ウィンドウズ・メディアプレーヤー」を使うようコンピューターメーカーに強いることで競争を阻害しているとされる問題について、EU が欧州競争法違反として提訴
- 2003 年 8 月. 欧州委員会は MS 社に是正措置を要求
- 2004 年 3 月 24 日. 欧州委員会、競争法違反で MS 社に命令。メディア・プレーヤーの抱き合わせ販売と、サーバーソフトへの参入妨害が独禁法違反とされた。

#### 6.3.2 決定内容

メディアプレーヤーの抱合せ販売とサーバーソフトへの参入妨害が EU の競争法違反と決定

<sup>\*17</sup> 但し、従来通り特許の使用も広げていく様相 (注 9 参照)

<sup>\*18</sup> 3 月 15 日共同通信より

1. 約 657 億円の罰金
2. 業務改善命令
  - (a) MS 社の音楽・映像再生ソフト「メディア・プレーヤー」を外した基本ソフト「ウィンドウズ」を 90 日以内に発売
  - (b) サーバーの技術情報 120 日以内に開示

## 6.4 成果

1. 企業分割の次手段ともいえる厳しい措置
2. a la carte 化したことで、個々のソフトに競争が生じる可能性
3. アメリカ一極構造に対し EU の市場の独立した存在観アピール
4. 知的財産権の行き過ぎに対する見直しのチャンスに

## 6.5 問題

1. 実質的競争が高まるか疑問。MS 社のクロスライセンスといった知的戦略の存在
2. 技術革新へのインセンティブが逆に低まる危険性

## 7 私見

情報分散の加速化を考慮すると一定の知的財産の保障はますます必要になっていくものとみられる。しかし、独占の弊害が大きいのも実状である。Microsoft 社の制裁は現状では即、大きな影響をもたらすとは考えがたい。Microsoft 社の新たなクロスライセンス中心の知財戦略も実質上企業の囲い込みに近いものであり、加えて特許申請も続く見込みから独占状況に近い傾向が続くものと見られる。しかし、EU による強硬な制裁姿勢が続行される可能性、そして自由市場に調和した形での長期的な企業戦略を考えると、いつまでも囲い込み手段に固執することには無理がある。2006 年度に”Longhorn”を発売する予定であるが、知財のこまめな更新によって消費者の関心を逃さないこと、そして消費者の要求・願望に合った製品開発に向け短期サイクルでイノベーションをしていくことが必要であると考えられる。独占禁止法と知的財産権の均衡が求められる<sup>\*19</sup>。

他方、企業の巨大化の中、政府は市場における最低限のセーフティーネットの構築が求められている。その際の足かせが企業の政界への圧力である。そのような意味で、従来アメリカで和解という形で有耶無耶に処理されてきた Microsoft 社の抱き合わせ商法が、今回欧州委員会によって制裁されたことは意義ある前進といえよう。特にこの EU の動向が、Microsoft 社の知財戦略を従来の囲い込みからクロスライセンス中心へと変えさせたことは注目に値する。巨大化する企業に対し、市場の影響下にある政府は正面から対抗しにくい立場にある。司法の独立性をより堅固にすることが今後求められる。

競争法・独占禁止法に関しては、近年、企業のグローバル化に伴い調和した内容に制定していくべきとの声が高まっている。このような法の調和・公平取引への共通認識の必要性は以下の論拠から主に主張される。第一に国によって異なる法を持つと、過剰な企業誘致体制を招く危険性がある。企業がグローバル化し移動性を

---

\*19 9 補足参照

高める中で、いかに自国に引き寄せるかという政策が法に組み込まれると、およそ公平さから乖離した法が制定される危険性がある。第二に一定の基準を定めないと、法基準が曖昧になる。法基準が曖昧であると、企業側は新たな戦略が違法か否かの判断が不透明なことから、そのリスクを恐れ、消極的になる危険性がある。しかし、現段階で国際的な法規制の取り組みは、アメリカ主導型となっており、多国間による協調的取り組みとはいえない。加えて、アメリカ政府の力が企業に対しあまりに微力なため、一部企業の圧力下に法が制定される可能性が高く公平性が保持できるとは予想しがたい。今後独占禁止法に対し一定の根底規範を形成していくことは重要だが、なによりもまず司法権の独立性を高めること、そして各国の裁量権をある程度保持することが、市場の公平性を構築するのに有効であるように考える。拡大に伴い市場としてますます巨大化する EU はアメリカ一極型構造に対し、新たな視野の導入を図る可能性を示したように思える。

## 8 参考文献

### 8.1 文献

- 岸井 大太郎他, 『経済法 第4版,』(有斐閣,2003年)
- 後藤 晃 山田 昭雄, 『IT革命と競争政策,』(東洋経済新報社,2001年)
- 正田 彬編者, 『アメリカ・EU独占禁止法と国際比較,』(三省堂,1996年)
- ジョセフ.S. ナイ, 田中 明彦・村田晃嗣訳, 『国際紛争 理論と歴史』(有斐閣,2002年)
- 高山 博, 『知 とグローバル化,』(勁草書房,2003年)
- 滝川 敏明, 『日米 EUの独禁法と競争政策 第2版,』(青林書院,1996年)
- ダニエル. ヤーギン ジョセフ・スタニスロー, 山岡 洋一訳, 『市場対国家,』(日本経済新聞社,1998年)
- チャールズ. ウィーラン, 『裸の経済学,』(日本経済新聞社,2003年)
- 西村 元宏, 「「ソフトウェアライセンス契約等に関する独占禁止法上の考え方」について」『公正取引』(2002年5月)No.619,pp.12-18
- 村上 正博, 『アメリカ経済法,』(弘文堂,1993年)
- ロバート.B. ライシュ, 中谷 巖訳, 『ザ・ワーク・オブ・ネーションズ,』(ダイヤモンド社,1991年)
- —, 清家篤訳, 『勝者の代償,』(東洋経済新報社,2002年)
- "Of God, Larry Ellison and antitrust," The Economist, March 6th 2004.
- "Different strokes," —, March 27th 2004.
- "Windows a la carte," —, —.
- "Desperate embrace," —, April 10th 2004.
- "More balls through Windows," —, April 17th 2004.
- "Don't laugh at gilded butterflies," —, April 24th 2004.
- "Kinder, gentler?," —, May 15th 2004.
- "Slackers or pace-setters?," —, May 22nd 2004.
- "Microsoft rivals line up to sue after EU ruling," The Independent, March 25th 2004.

### 8.2 WEB サイト

- Microsoft Reports Strong Third Quarter Revenue(EU)

[http://www.microsoft.com/msft/earnings/FY04/earn\\_rel\\_q3\\_04.msp](http://www.microsoft.com/msft/earnings/FY04/earn_rel_q3_04.msp)

- EU による Commission Decision of 24.03.2004 についてのレポート

<http://europa.eu.int/comm/competition/antitrust/cases/decisions/37792/en.pdf>

- Legal Information Institute

<http://www4.law.cornell.edu/uscode/>

- Microsoft Corporation

<http://www.microsoft.com/>

- CNN

<http://www.cnn.com/>

## 9 補足

- Microsoft Corporation,

a company based in Redmond, state of Washington, USA, manufactures, licenses, and supports a wide variety of software products for many computing devices. (COMMISSION DECISION of 24.03.2004, relating to a proceeding under Article 82 of the EC Treaty. 抜粋)

- 独占禁止法と知的財産権について

独占禁止法と知的財産権については両立可能という考え方もある。このような主張の基調には 独占を排除することは MS 社の知的財産権を侵すことではない 現在 Windows が圧倒的シェアを占めているのは独占状況に見えるが、経路依存性と市場評価の結果であり不当な独占ではない すなわち (1) 抱き合わせ販売の排除、(2) 他企業が Windows 上で動くソフトの開発で市場参入できるならば独占的シェアを占めても問題ない。といった考え方があると思われる。

しかし私は独占禁止法と知的財産権、その性質自体の両立は可能であるとは考えない。論拠としてはまず不当な独占でなければ、独占は容認されるかという点である。独占禁止法の趣旨は経済効率であり、価格競争・技術競争が起こらない状況は、法的概念から言えばその当不当に関わらず、一定の是正すべき状況と捉えられる。第二に上記 (1) に関してだが、抱き合わせ商法は知的財産権の保護の時限性を保管する、もとの基本ソフト等の知的財産権を保持する効果が大きい。抱き合わせ、クロスライセンスといった手法なしに独占状況が長期的に成立しえるかは疑問。第三に上記 (2) の主張は実現可能かという点である。4.3. に述べたが、特にネットワーク型商品では、一度市場が占有されるとネットワーク参加者はそのソフトの共有を前提にするため、私的独占が排除された後も新規参入がしにくい。また、既に一定のシェアが独占されている市場に後から参入しても、大きなイノベーション、インベンションがない限り、あまり収益が得られない為、インセンティブが高まらない。このような点から、独占禁止法と知的財産権の両立は難しく、むしろ均衡点を構築することが必要であると考えられる。